

調達要求番号：6MYM1AA0017

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
自衛隊の人員及び車両等の貸切り 船舶による海上輸送役務			
		作 成	令和8年 5月 15日
		作成部隊等名	東北方面総監部装備部後方運用課

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊の人員及び車両等の貸切り船舶による海上輸送役務について規定

2 用語の定義

(1) 貸切り船舶

自衛隊のために貸切るRORO方式による車両の乗下船が可能な船舶

(2) 各港湾

石巻港及び八戸港

(3) 部 隊

貸切り船舶に乗船する自衛隊の人員及び車両等（積載品含む。）

3 輸送役務内容

(1) 貸切り船舶による部隊の海上輸送

ア 輸送所要及び輸送要領（基準）

運航区分	輸送区間	人 員	車 両
往 路	石巻港～八戸港	12名	大型トラック6両
復 路	八戸港～石巻港	12名	大型トラック6両

イ 輸送時期等（基準）

使用港			月日（曜）	発着希望時間
往 路	発 港	石巻港	6月8日（土）	15：00
	着 港	八戸港	6月9日（土）	08：00
復 路	発 港	八戸港	6月10日（金）	09：00
	着 港	石巻港	6月11日（金）	14：00

(2) 前項の海上輸送に係る必要な役務の取得等

4 輸送役務の細部要領

(1) 輸送実施における各種手続きの実施

貸切り船舶の運航に必要な各種申請及び調整の実施

(2) 港湾使用に関わる業務

ア 各港湾における使用岸壁及び使用地域は業者所定

イ 岸壁保護の処置については、各港湾の港湾管理者の指導に基づき実施

ウ 港湾使用に係る必要な調整等を実施

エ 車両待機地域の確保

(ア) 各港湾において乗船する部隊の待機地域として、部隊が港湾に進入する時点から出港までの間、乗船する車両が待機できる地域の確保

(イ) 各港湾において、下船した部隊が出発の態勢を整えるまでの間、車両が待機できる地域の確保

オ 荷役間、警備員の配置等により荷役地域への関係者以外の立ち入りを制限するとともに、当該地域の海上保安本部の指示に基づく警戒等の処置を実施するものとする。

カ 官側との調整により、管理支援（使用岸壁において使用可能なトイレがない場合は仮設トイレを、暗夜により荷役に支障をきたす場合は照明器具を準備）を実施

(3) 各港湾における荷役等

ア 乗船する部隊が各港湾の車両待機地域に進入後、官側と相互に人員数、車両数及び車両の損傷の有無等の確認を実施、細部要領については官側との調整による。

イ 各港湾に着港後、部隊が港湾から出発するまでに官側と相互に車両の損傷の有無を確認

ウ 各港湾における部隊の乗下船順序及び発進の統制は、官側と相互調整により実施

エ 車両の誘導等

(ア) 各港湾の待機地域と船舶間は官側が実施し、船内（ランプウェイ含む。）の誘導においては業者側が実施

(イ) 車両の乗下船は、官側の操縦によるロールオン・ロールオフ荷役を実施

オ 車両の固縛及び解縛は業者側が実施

(ア) 車両を固縛する際のラッシングベルト等の固縛位置を事前に官側に確認

(イ) ベルトの金具が車両と干渉する際は、あて布等の処置により車両の損傷を防止

(ウ) 車両の固縛は、固縛可能箇所1箇所から最大2本

(4) 各港湾間の運航

ア 各港湾間における自衛隊の人員及び車両等を貸切り船舶により一体輸送

イ 乗船間において必要な食事・休憩場所の提供

5 その他

(1) 細部荷役要領等の調整の実施

出港日又は着港日までに、官側と細部荷役要領等の調整を実施、この際、官側が必要により開催する場合は荷役調整会議に参加

(2) 報 告

ア 契約後の調整担当者情報の提供

イ 運航計画等の提出

運航計画（様式随意）及び使用する岸壁図（様式随意）を作成し、令和8年6月4日（木）までに東北方面総監（後方運用課長気付）に提出し、変更が生じた場合は、その都度提出

ウ 定時報告

(ア) 時 期

a 部隊が乗船した状況での離岸及び接岸時間からそれぞれ1時間以内

b 午前7時の状況を午前7時30分まで

(イ) 内 容

本船の状況（位置、航海速度、気象、海象、入港予定日時及び車両の異状の有無等）

(3) 保全処置、安全管理及び不測事態対処

ア 保全処置

本契約に基づく輸送役務の履行間及びこれに伴う会議等において知り得た情報（品目、数量、構造、性能、輸送区間、自衛隊の行動に関する事項等）の流出防止の措置を講ずること。

イ 安全管理

(ア) 輸送間を通して、安全管理組織を確立し、車両等の損傷を防止

(イ) 荷役及び輸送の特性に応じた安全管理施策を立案し実施

ウ 不測事態対処

(ア) 船舶の遅延、運航困難な状況及び傷病者が発生する等の状況が生起した場合は直ちに報告するとともに、官側との調整により必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 報告内容

a 発生した日時及び場所

b 現地調整者（所属、氏名及び連絡先）

c 状況（不測事態を解明するための写真等を含む）

d 発生の原因

e 当面の対処要領

f 調査要領（調査組織、調査の流れ、調査場所、調査内容）及び調査日程

g その他、官側が要求する事項

(4) 輸送間の保険

別紙に示す車両残存価格に基づき車両への付保を実施

(5) 車両の損傷等に関する責任

ア 車両誘導間

各港湾内の誘導間における損傷は、当時の状況により別途協議

イ 海上輸送間

発港において、船内で車両を駐車後、操縦手が車両を業者側に引き渡した時点から、着港において車両の操縦を開始するまでの間の損傷及び紛失は業者側の責任

(6) その他、本仕様書で定めのない事項及び役務の履行が困難になった場合は別途協議

6 調整先

東北方面総監部装備部後方運用課

2 佐 谷川 拓郎 022-231-1111（内 2274）